

日田市総合体育館施設利用料及び設備利用料

(1) 施設利用料

〈令和元年10月改定〉

体育室	全面使用	入場料等を徴収しない場合	一般	1時間につき	1,360円	1 「児童生徒」とは、高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。 2 「その他」とは、アマチュアスポーツ(日本体育協会アマチュア規定に基づくものをいう。)以外に利用する場合をいう。 3 「その他」の場合で、営利を目的とする利用の場合は、この表の金額に次の額を加算する。 ① 入場料等を徴収しない場合は、この表の金額の10割に相当する額。 ② 入場料等を徴収する場合は、最高入場料の100倍に相当する額。
			児童生徒	1時間につき	680円	
			その他	1時間につき	6,800円	
		入場料等を徴収する場合	一般	1時間につき	2,720円	
			児童生徒	1時間につき	1,360円	
			その他	1時間につき	13,610円	

※ バトントワリング・マーチングバンド等は、アマチュアスポーツに属する。

(2) 照明設備利用料

照明設備	体育室	1灯1時間につき	40円
		1灯30分につき	20円
	武道場	全灯1時間につき	300円
		全灯30分につき	150円
		半灯1時間につき	160円
		半灯30分につき	80円
冷暖房設備	体育室	1時間につき	26,690円
電源装置	体育室	1KW1時間につき	110円

(3) 一部利用料(1時間につき)

体育室	バスケットボール	1/2面	680円
	バレーボール	1/3面	440円
	ミニバレーボール		
	バドミントン	1/10面	130円
	ソフトバレー 卓球		

(4) 武道場利用料

武道場	団体利用料	8名以上	440円
	個人利用料	1人1回2時間につき	110円

(5) 会議室利用料(1時間につき)

第1研修室	16人	220円
第2研修室	28人	220円
視聴覚室	50人	330円
文化教養室	18畳	220円

(6) 冷暖房利用料(1時間につき)

第1研修室	200円
第2研修室	200円
視聴覚室	310円
文化教養室	200円

市外利用者の料金は、表中金額の1.5倍に相当する金額とし、10円未満は切り捨てる。